

## 産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和4年 6月 1日

静岡県知事 殿

## 提出者

住 所 神奈川県横浜市港北区新横浜2-3-12  
新横浜スクエアビル18階

氏 名 西武建設株式会社 横浜支店

執行役員 支店長 小野 啓志

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 045-474-1141

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和3年度の産業廃棄物

処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	西武建設株式会社 横浜支店
事業場の所在地	神奈川県横浜市港北区新横浜2-3-12
事業の種類	D06総合工事業
産業廃棄物処理計画における 計画期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	3641	全処理委託量	3641
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への 処理委託量	115
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	再生利用業者への 処理委託量	3641
自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への 処理委託量	t
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t
※事務処理欄			

(日本産業規格 A列4番)

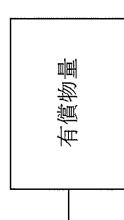
業生實況報告書

※最下行の名称は任意入力です。

## 計画の実施状況

(産業廃棄物の種類：廃プラスチック類)

)



不要物等発生量  
①

自ら直接  
再生利用した量  
②

自ら中間処理した後  
再生利用した量  
⑧

排出量  
①

自ら直接  
埋立処分又は  
海洋投入処分した量  
③

自ら中間処理した後  
埋立処分又は  
海洋投入処分した量  
⑧

項目	実績値
①排出量	6
②+⑧自ら再生利用を行った量	0
⑤自ら熱回収を行った量	0
⑦自ら中間処理により減量した量	0
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑩全処理委託量	6
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0
⑫再生利用業者への処理委託量	6
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0

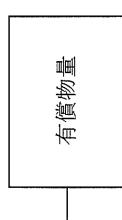
項目	実績値
④自ら中間処理した量	0
⑥自ら中間処理した後の残さ量	0
⑧自ら中間処理による減量した量	0
⑩直接及び自ら中間処理した後の処理委託量	6
⑫自ら中間処理した後 業者への処理委託量	0
⑭自ら中間処理した後 業者への処理委託量	0
⑮自ら中間処理した後 業者への処理委託量	0

項目	実績値
②自ら直接 再生利用した量	0
④のうち熱回収を行った量	0
⑤自ら中間処理による減量した量	0
⑦自ら中間処理した後 業者への処理委託量	6
⑨自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った量	0
⑪優良認定処理業者への 処理委託量	0
⑫再生利用業者への処理 委託量	6
⑬熱回収認定業者への 処理委託量	0
⑭熱回収認定業者以外の 熱回収を行う業者への処 理委託量	0
⑮自ら中間処理した後 業者への処理委託量	0

(第2面)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 紙くず)



不要物等発生量

①  
排出量  
7.1

②  
自ら直接  
再生利用した量  
0

③  
自ら直接埋立処分又は  
海洋投入処分した量  
0

項目	実績値
①排出量	7.1
②+⑧自ら再生利用を行った量	0
⑤自ら熱回収を行った量	0
⑦自ら中間処理により減量した量	0
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑩全処理委託量	7.1
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0
⑫再生利用業者への処理委託量	7.1
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭熱回収を行ふ業者への処理委託量	0

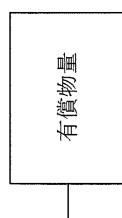
④ 自ら中間処理 した量 7.1	⑥ 自ら中間処理した 後の残さ 量 0
⑤ ④のうち熱回収 を行った量 0	⑦ 自ら中間処理によ り減量した量 0
⑨ 自ら中間処理した 量 0	⑩ 直接及び自ら 中間処理した後の 処理委託量 7.1
⑧ 自ら中間処理した後 再生利用した量 0	⑪ ⑩のうち再生利 用業者への処理 委託量 7.1
⑫ 自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量 0	⑬ ⑪のうち熱回収認定 業者への処理委託量 0
⑬ 自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量 0	⑭ ⑬のうち熱回収認定 業者以外の 熱回収を行ふ業者 への処理委託量 0
⑭ 自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量 0	⑮ ⑭のうち優良認定 処理業者への 処理委託量 0

(第2面)

計画の実施状況

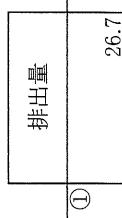
(産業廃棄物の種類: 木くず)

)



不要物等発生量

①  
有償物量  
自ら直接  
再生利用した量  
0



①  
排出量  
自ら直接埋立処分又は  
海洋投入処分した量  
0

②  
自ら中間処理した後  
再生利用した量  
0

項目	実績値		
①排出量	26.7		
②+⑧自ら再生利用を行った量	0		
⑤自ら熱回収を行った量	0		
⑦自ら中間処理により減量した量	0		
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0		
⑩全処理委託量	26.7		
⑪優良認定処理業者への処理委託量	3.2		
⑫再生利用業者への処理委託量	26.7		
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0		
⑭熱回収を行う業者以外の処理委託量	0		
		⑪のうち優良認定 処理業者への 処理委託量 3.2	

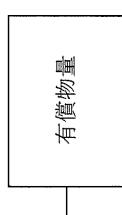
項目	実績値		
④	26.7		
⑥	0		
⑦	0		
⑧	0		
⑨	0		
⑩	26.7		
⑪	0		
⑫	0		
⑬	0		
⑭	0		

項目	実績値		
⑪	26.7		
⑫	0		
⑬	0		
⑭	0		

(第2面)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類：建設混合廃棄物 )



不要物等発生量

有償物量

①排出量  
10.1

②自ら直接再生利用した量  
0

③自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量  
0

④自ら中間処理した量  
10.1

⑤自ら熱回収を行った量  
0

⑥自ら中間処理した量  
10.1

⑦自ら中間処理により減量した量  
0

⑧自ら中間処理した後再生利用した量  
0

⑨自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量  
0

⑩自ら中間処理した後自ら熱回収を行った量  
0

⑪自ら中間処理した後自ら中間処理により減量した量  
0

⑫自ら中間処理した後自ら熱回収を行った量  
0

⑬自ら中間処理した後自ら熱回収を行った量  
0

⑭自ら中間処理した後自ら熱回収を行った量  
0

⑮自ら中間処理した後自ら熱回収を行った量  
0

(第2面)

項目	実績値
①排出量	10.1
②+⑧自ら再生利用を行った量	0
⑤自ら熱回収を行った量	0
⑦自ら中間処理により減量した量	0
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑩全処理委託量	10.1
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0
⑫再生利用業者への処理委託量	10.1
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0

④自ら中間処理した量	0
⑥自ら中間処理した後の残さ量	0
⑦自ら中間処理により減量した量	0
⑨自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	0
⑪自ら中間処理した後自ら熱回収を行った量	0
⑬自ら中間処理した後自ら熱回収を行った量	0
⑭自ら中間処理した後自ら熱回収を行った量	0
⑮自ら中間処理した後自ら熱回収を行った量	0

⑧自ら中間処理した後再生利用した量	0
⑩のうち再生利用業者への処理委託量	10.1
⑫のうち熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0
⑯のうち優良認定処理業者への処理委託量	0

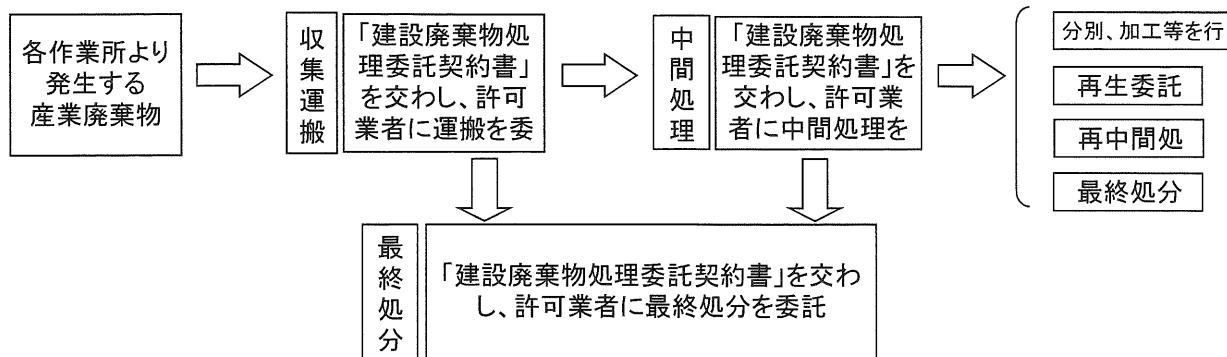
## 備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
  - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
  - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
  - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
  - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
  - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
  - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
  - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
  - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
  - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
  - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
  - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
  - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
  - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
  - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄には、何も記入しないこと。

## 産業廃棄物の一連の処理の工程

- 1) 産業廃棄物の収集運搬・処分許可業者と契約書を交わして委託し、マニフェストにて管理する。  
 (可能な場合は、電子マニフェスト・電子委託契約とする。)

契約前に、許可証の有効期限・許可内容、車両一覧表、運搬ルート図、反社会的勢力でないこと等を確認してから契約を行う。



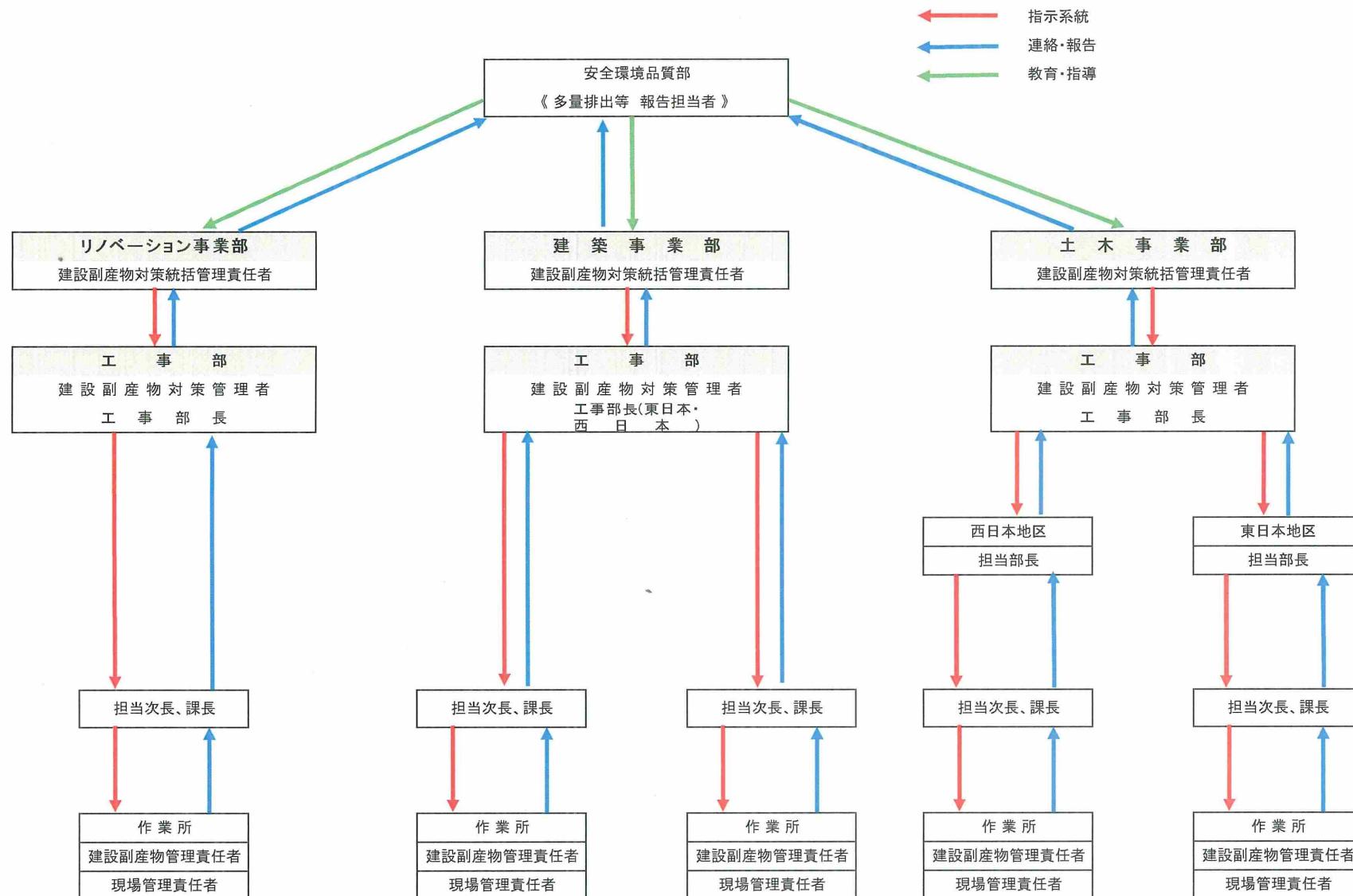
- 2) 産業廃棄物の一連の処理の工程

- ・建設汚泥→再生処理業者に委託→リサイクル土材とし売却
- ・廃プラスチック類→塩ビ管、代替え燃料 等
- ・紙くず→再生処理業者に委託→再生紙、代替え燃料 等
- ・木くず→再生処理業者に委託→再生紙、代替え燃料 等
- ・繊維くず→再生処理業者に委託→セメント代替原料、肥料
- ・金属くず→再生処理業者に委託→金属原料
- ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず→再生原料として売却
- ・がれき類→再生処理業者に委託→再生原料として売却
- ・混合廃棄物→再生処理業者に委託→分別し、各品目ごとにリサイクルを行う
- ・廃油→再生処理業者に委託→中和し有価売却、最終処分
- ・廃酸→再生処理業者に委託→中和、中和酸化還元凝集沈殿し有価売却、最終処分
- ・廃アルカリ→再生処理業者に委託→中和、中和酸化還元凝集沈殿し有価売却、最終処分
- ・水銀使用製品産業廃棄物(蛍光灯)→再生処理業者に委託→再生ガラス製品、アルミ材、水銀
- ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず→安定型又は管理型最終処分場に埋立  
(石綿含有産業廃棄物含む)
- ・廃プラスチック類→安定型又は管理型最終処分場に埋立  
(石綿含有産業廃棄物含む)
- ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず→再生原料として売却  
(廃石膏ボード含む)
- ・がれき類→安定型又は管理型最終処分場に埋立  
(石綿含有産業廃棄物含む)

## 建設副産物対策管理組織図

別紙2

作成日 2022年4月1日



※やむなく、紙マニフェストを使用した場合は、随時 [株式会社イーリバースドットコムに登録する。「情報の一元化」](http://www.iriastyle.com)